

2016年3月29日

株主各位

東京都港区赤坂六丁目1番20号
コカ・コーライーストジャパン株式会社
代表取締役社長 カリン・ドラガン

2015年度定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社2015年度定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

1. 2015年度（2015年1月1日から2015年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 2015年度（2015年1月1日から2015年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の各事項の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき16円と決定されました。これにより、中間配当金16円を加えた年間の配当金は、1株につき32円となります。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、資本準備金195,853,409,844円のうち、57,600,000,000円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えることが決定されました。

なお、本件の効力発生日は2016年5月2日であります。

第3号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案のとおり承認可決されました。

変更の概要は次の通りであります。

本件は、「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が2015年5月1日に施行されたことに伴い、所要の変更を行う他、字句の変更により整備を図るものであります。

なお、定款変更の内容は、後記「ご参考」に記載の通りであります。

第4号議案 取締役10名選任の件

本議案は、原案通り承認可決され、取締役にカリン・ドラガン、ジャワハル・ソライ クップスワミー、コステル・マンドレア、川本成彦、尾関春子、イリアル・フィナン、ダニエル・セイヤー、稲垣晴彦、高梨圭二および吉岡 浩の各氏が選任され、それぞれが就任いたしました。

なお、イリアル・フィナン、ダニエル・セイヤー、稲垣晴彦および吉岡 浩の各氏は社外取締役であります。

第5号議案 取締役の報酬等の額及び内容改定の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、取締役の報酬等の額については、年額7.5億円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）に改定することが決定されました。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与分は含まないものといたします。

以上

「ご参考」

定款の一部変更の件

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>) との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>
<p>第28条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>